

職業訓練実施計画について

I. 職業訓練実施計画の概要

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に定める職業訓練実施計画（大臣告示）は、毎年度において、国が実施する職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な職業訓練の実施を確保するためのものであり、当該計画には、対象者数のほか、実施する職業訓練の内容・効果的実施のための取組、その他必要な事項を規定しているものであり、毎年度所要の改正を行うこととしている。

（参考）

○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第 15 条の 7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第 4 条の 2 法第 15 条の 7 の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者の数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

Ⅱ．平成27年度の職業訓練実施計画の概要

※ 下線部が平成26年度計画からの主な変更点

1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間）中における国が実施する公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

なお、本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改訂を行う。

2 労働市場の動向

○ 雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさが見られる。

○ 特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移（また、フリーター数やニート状態にある若者もいまだに多い状況である）。こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的实施が必要。ジョブ・カードを活用し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要。

○ また、女性については、出産・子育てにあたる年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、女性の再就職を支援することが重要。

○ 高齢者については、60歳を過ぎた多くの高齢者も就業しており、年齢にかかわらず働き続けたいという者も多い状況にあり、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の職業能力開発の推進も重要。

○ 我が国の持続的な経済成長のため、付加価値の高い分野や環境・エネルギー分野等今後成長が見込まれる分野の人材育成が必要。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた熟練技能者が徐々に引退過程を迎えているため、現場の戦力となる人材の育成が重要。

○ 障害者

- ・ 法定雇用率の引き上げ等を背景として、新規求職申込件数が年々増加しており、障害者の社会参加への支援が必要。

- ・ 福祉から就労への移行を促進するため、職業能力開発の推進、障害者の職業安定を図ることが必要。
- 母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策について、職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要。

3 実施する職業訓練の対象者及び主な取組

(1) 離職者訓練

○ 対象者数

141,000人（内委託訓練実施分 114,000人）

※ 委託訓練のうち、6,800人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する訓練として、19,000人については、実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステム等として実施する。

※ 平成 26年度計画 148,500人（内委託訓練実施分 118,500人）

○ 訓練の内容

- ・ 地域の離職者及び企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。
- ・ 母子家庭の母、刑務所を出所した者等の求職者に対する特性に応じた訓練を実施。

○ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。
- ・ 安定的な雇用の実現のため、長期間の職業訓練を積極的に設定。
- ・ 委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給するとともに、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働による産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練の開発・検証等を推進。

(2) 在職者訓練

○ 対象者数

57,000人

※ 平成 26年度計画 57,000人

○ 訓練の内容

- ・ 産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能

及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。

- 効果的な在職者訓練の実施のための取組
 - ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で訓練科の設定、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により実施。

(3) 学卒者訓練

- 対象者数
 - 5,900人
 - ※ 平成26年度計画 5,900人
- 訓練の内容
 - ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施。
- 効果的な学卒者訓練の実施のための取組
 - ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
 - ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。

(4) 障害者に対する職業訓練

- 対象者数
 - 11,500人（内委託訓練実施分 7,900人）
 - ※ 平成26年度計画 10,900人（内委託訓練実施分 7,700人）
- 訓練の内容
 - ・ 職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。
 - ・ 受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練の一層の推進。
 - ・ 都道府県職業能力開発校において障害者を対象とした公共職業訓練コースを実施。
 - ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した公共職業訓練を実施するため、民間企業等に対して委託する訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用経験の乏しい企業等を開拓するとともに、精神障害者向けの訓練コース設定を促進するなど、訓練の充実を図りながら、引き続き推進。
- 効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 公共職業安定所等との連携の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就労支援を実施。
- ・ 地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進する。
- ・ 都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。

4 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

○ 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関で構成される協議の場も活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面にわたり十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所と連携し、訓練受講者の就職支援を実施する。

○ 受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を活用し、受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施。

※ 訓練実施計画数には、都道府県が公共職業能力開発施設内で実施する訓練は含まれない。

平成 27 年度における全国職業訓練実施計画

平成 27 年 4 月 10 日

※下線部は、平成 26 年度計画からの主な変更点

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成 26 年度における職業訓練をめぐる状況

現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの着実に改善が進んでいる状況であった。

平成 26 年 4 月から平成 26 年 12 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 2,115,081 人。

平成 26 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 112,829 人（平成 26 年 12 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 42,478 人（平成 26 年 12 月末現在）

平成 26 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 施設内訓練 81.0%
委託訓練 72.3%
- ・ 求職者支援訓練 基礎コース 82.1%
実践コース 82.2%

注 1 施設内訓練は平成 26 年 9 月末までに、委託訓練は平成 26 年 8 月末までに、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは平成 26 年 4 月以降に開始し同年 8 月末ま

でに、終了した訓練の訓練終了後3か月までの就職率。

注2 求職者支援訓練については、26年4月開講コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いているが、実績の確定に時間を要するため、従前の就職率を参考記載。

3 平成27年度における職業訓練の実施方針

雇用失業情勢は着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くと想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成27年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、引き続き、東日本大震災に伴い離職した者等の再就職を支援するため、震災対策特別訓練コースの設定など、被災地や被災した者の受入先等における公的な職業訓練を機動的に実施することとする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成27年度においては、訓練定員数（約155,000人程度）を確保している。
- ・ これまでの訓練実施分野及び規模を基準としつつ、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県は、都道府県労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。
- ・ 公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を引き続き実施する。
- ・ 委託訓練については、都道府県において、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込まれる医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等の職業訓練コースを充実させ、また、長期の職業訓練コースの実施に努める。
- ・ これらにより、就職率は、施設内訓練で80%、委託訓練で70%を目指す。

② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサ

ルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職支援を充実する。

- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(2) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 27 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 54,000 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 83,080 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- ・ その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模の割合は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 30%

ロ 実践コース 訓練認定規模の 70%

実践コースのうち介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野の割合は、地域の実情に応じて次の目安に沿って設定するものとする。

(i) 3 分野合計の目安で実践コース全体の 45%

(ii) 各分野の下限の目安として、介護 20%、医療事務 5%、情報 5%
実践コースのうち、その他の成長分野、人材不足分野（農業、環境、観光、建設等）等 については、実践コース全体の訓練認定規模の 5%を目安とする。

- ・ より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を平成 27 年度から全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の 10%以内で設定することとする。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で地域職業訓練実施計画が定めた割合までは、当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

- イ 基礎コース 上限値 10%
(岩手県、宮城県、福島県は 上限値 30%)
- ロ 実践コース 上限値 20%
(岩手県、宮城県、福島県は 上限値 30%)

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごと又は四半期ごとに認定する
(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
- ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

注2 本計画において示した内容は、全国での目標であるが、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

- イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと
- ロ 基礎コースの割合を30%超としてはならないこと
- ハ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること

- ・ これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。
- ② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実
 - ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
 - ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
 - ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
 - ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
 - ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練(離職者訓練)の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

(3) 推進体制

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分

野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

- ・ このため、平成 27 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。
- ・ 今後も、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。